

# 第13章

## 防災対策の充実

## 総論

文部科学省では、児童生徒などの安全・安心を確保するため、「災害対策基本法」などに基づき「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防の推進、災害応急対策の推進、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進などに取り組んできました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所・第二原子力発電所事故の発生により、東北三県を中心に未曾有の被害が生じました。加えて、先般、南海トラフ巨大地震と首都直下地震について、政府の被害想定等が発表され、甚大な被害が発生することが予想されています。

これらの状況を踏まえ、文部科学省としては、防災教育や施設の防災機能強化、地震調査研究の推進など、より一層の防災対策の充実に引き続き努めていきます。

## 第1節 防災対策の充実

### 第2期教育振興基本計画における関連成果指標

#### 成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

##### 【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

- 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上
- 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化
- 子供の安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

##### 計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 避難所に指定されている公立学校のうち、停電に備えた自家発電設備等の整備率は34%（平成25年5月1日現在）。引き続き、防災機能の整備充実を推進。
- 学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合は95.2%（平成24年度）。
- 防災教育を含む安全教育の充実に関する成果についての周知・徹底、安全教育を系統的に指導できる時間を確保するための検討、教職員の研修等の充実などが必要。

## 1 防災体制の確立

地震、津波、台風、集中豪雨、竜巻、豪雪及び火山の噴火などの自然災害や事故災害に対し、迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

### （1）文部科学省の防災計画

文部科学省では、「災害対策基本法」や「防災基本計画」<sup>\*1</sup>などに基づき、次のような目標を基本と

\*1 防災基本計画

「災害対策基本法」に基づき中央防災会議（会長：内閣総理大臣）が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、各種防災計画の基本となるもの。この計画に基づき、各指定行政機関や指定公共機関は防災業務計画を作成する。

した「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災対策の充実に努めています。

- ①学校などにおける児童生徒などの生命・身体の安全を図ること
- ②災害による教育研究実施上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること
- ③学校などの施設・設備の災害復旧に万全を期すること
- ④防災に関する研究活動などの効率化と強化を図ること
- ⑤被災者の救援活動に関し、的確な連携・協力を行うこと

これにより、総合的な防災体制を確立するとともに、災害予防の推進や災害応急対策の取組、災害復旧・復興の支援、防災に関する研究開発の推進など諸施策を総合的かつ計画的に進めています。なお、平成24年11月には、東日本大震災の教訓を踏まえ津波対策編を追加するなどの改定を行い、26年2月には、「防災基本計画」の修正を踏まえ指定避難所等の位置付けを明確にするなどの改定を行っています。

また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

## (2) 都道府県や市町村の防災計画

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」などを基に「地域防災計画」を作成し、学校などにおける防災体制の整備充実に進めています。

文部科学省では、災害などが発生した場合に必要な児童生徒などの安全確保のための対応策などについて、学校や教育委員会の参考となるよう、基本的事項を取りまとめています（『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』、平成22年3月）。また、平成24年3月には、各学校が地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実する参考として、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」\*2を全国の学校に配布しました。

## 2 災害予防の推進

文部科学省では、災害時において、児童生徒などが自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育のより一層の充実に図るとともに、児童生徒などの学習・生活の場であり災害時には地域住民などの避難所等にもなる学校施設について、防災機能の強化をはじめとした災害予防を積極的に推進しています。

### (1) 防災教育の充実（参照：第2部第2章第3節1）

各学校においては、子供の時期から正しい防災知識等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校教育活動全体を通じて、防災教育を含む安全教育を行っています。文部科学省では、防災教育の充実のための支援として、具体的には次の施策を行っています。

- ①学校における安全指導の進め方や避難訓練の実施を含む指導計画の作成などに関する教職員用参考資料などの作成・配布
- ②地震などの自然災害時に、子供が自ら安全な行動をとることができるよう、必要な知識などを身に付けさせるため、授業などにおいて活用する防災教育教材の作成・配布
- ③防災教育・防災管理等を中心とした学校安全に関する必要な知識等を習得させ、各地域・学校において指導・助言者となれる教員等を養成する研修会（教員研修センターで実施）や学校安全教室・防災教室の開催

\*2 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1323513.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)

## (2) 防災機能の強化（参照：第1部特集2第4節4）

東日本大震災後には、多くの学校施設が緊急避難場所や避難所として利用されてきました。一方で、津波により校舎や屋内運動場等が水没、浸水した例、あるいは避難所となる学校施設が、地震による構造体の損傷や、天井材や照明器具などの非構造部材の落下等の被害によって使用できなかった例が見られたことなどから、学校施設を避難所等として使用するための防災機能の整備については、様々な課題が指摘されています。

こうした課題に対し、文部科学省では、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について、有識者会議において検討を行い、平成23年7月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を取りまとめました。

また、国立教育政策研究所による学校施設の防災機能に関する実態調査結果（平成25年12月11日公表）等を踏まえ、学校施設の防災機能の強化に取り組むよう各都道府県教育委員会などに対し周知を図りました。

さらに、地方公共団体が実施する非構造部材の耐震対策、避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ、自家発電設備の整備等について国庫補助を行い、公立学校施設の防災機能強化を推進しています。なお、余裕教室（参照：第2部第12章第2節2（3））を、備蓄倉庫など地域防災のための施設に転用する場合の財産処分手続を大幅に弾力化・簡素化しています。

加えて、東日本大震災の被害やその後の災害対策法制の整備、様々な分野の調査結果や研究結果等を踏まえ、有識者会議において、学校施設の津波対策と避難所となる学校施設の在り方について検討を行い、平成26年3月に報告書「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を取りまとめています。

## 3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合の応急対策として、迅速かつ的確な情報収集に努めるなど初動対応を実施するとともに、都道府県教育委員会などの要望に応じて、被災施設の応急危険度判定や児童生徒等の心のケアなど必要な支援を実施しています。

### (1) 発災時の初動対応

文部科学省では、自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害状況等の収集に努めるとともに、児童生徒や学生、教職員等の安全確保と、被害増大や二次災害の防止などに当たり必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会などの関係機関に依頼しています。また、激甚災害<sup>\*3</sup>などの大きな災害が発生した場合には、文部科学省職員を現地に派遣し、被害状況の調査や建物の安全点検などを行っています。

### (2) 被災文教施設の応急危険度判定に関する技術的支援

学校などの文教施設が地震により被災した場合、その後の建物の倒壊や落下物による二次災害から児童生徒や避難住民の安全を確保するため、早急はその被害状況を調査し、建物の当面の使用の可否について判定（応急危険度判定）する必要があります。

文部科学省では、阪神・淡路大震災における調査の経験に基づき、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定め、市町村の求めに応じて調査団を被災地に派遣し、応急危険度判定に関する調査を実施しています。なお、東日本大震災の際にも職員を派遣し調査を実施しました。

<sup>\*3</sup> 激甚災害

国民経済に著しい影響を及ぼす災害、または局地的な災害ではあるが被害の程度が激甚で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害を言う。

また、定期的に講習会を実施し、応急危険度判定を行うことができる人材の養成にも努めています。

### (3) 災害時の心のケア

文部科学省では、災害時における児童生徒等の心のケアに関する研修会やシンポジウムを開催するとともに、心のケアの体制づくり、健康観察の進め方、児童生徒等への心のケアに関する対応方法等について提示した教職員向けの指導参考資料を配布するなどの支援を行っています。

## 4 災害復旧の支援

文部科学省では、被害を受けた公立学校施設において教育活動を円滑に実施できるよう、施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています（図表2-13-1）。

平成23年3月の東日本大震災では、地震による校舎の亀裂、校地斜面の崩落や校庭の液状化に加え、沿岸部の公立学校については、校舎2階にある教室まで津波が押し寄せ、ガラス窓や天井材及び教具・教材などを流出させるなどの被害が発生しました。同時に、原子力発電所の事故により、校地内の放射線量が屋外活動を制限しなければならない基準値を超える被害も発生しました。

また、平成24年6月から7月まで、及び25年6月から8月までの梅雨前線による豪雨等では、学校敷地への土砂の流入や床上浸水による教具・教材の破損・汚損、建物内部への汚泥堆積等の被害が発生しました。

これらの災害は、激甚災害に指定され、公立学校施設の災害復旧事業について、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担額が引き上げられました。

図表 2-13-1 平成23～25年に発生した災害による公立学校施設災害復旧事業

発生区分	件数	災害復旧費
平成23年 東日本大震災 その他の災害	約3,313件 172件	959億6,000万円 18億5,000万円
平成24年	177件	14億5,000万円
平成25年	116件	17億8,000万円

(注) 発生区分は1月1日～12月31日まで

(出典) 文部科学省調べ



平成25年7月の豪雨で被災した学校施設（校庭、体育館等の浸水）

## 5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かし、自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省では、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震調査研究を進めています。あわせて、防災科学技術研究所では我が国の防災・減災研究の基盤となる地震・火山観測網等のインフラを整備するとともに、それらを活用した研究開発を推進しています（参照：第2部第7章第4節②（2））。

